

令和4年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第9報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和4年9月30日 保医発0930第7号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・令和4年9月30日 保医発0930第9号 検査料の点数の取扱いについて

| 頁   | 欄 | 行       | 訂正後   | 訂正前   | 備考   |
|-----|---|---------|---|---|------|
| 471 | 右 | 下から1行目  | <p><b>D004-2 悪性腫瘍組織検査</b><br/>                     (1)～(15) (略)<br/> <u>(16) 早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的として、BRAF遺伝子検査を実施した場合にあっては、ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p>   | <p><b>D004-2 悪性腫瘍組織検査</b><br/>                     (1)～(15) (略)<br/>                     (新設)</p>   | 字句挿入 |
| 546 | 右 | 下から17行目 | <p><b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b><br/>                     (1)～(33) (略)<br/> <u>(34) ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)</u><br/>                     ア 本検査は、関連学会が定めるガイドラインに基づき、問診、身体所見又は他の検査所見から髄膜炎又は脳炎が強く疑われる患者に対して、脳脊髄液中の病原体の核酸検出を目的として、マイクロアレイ法(定性)により、大腸菌、インフルエンザ菌、リステリア菌、髄膜炎菌、B群溶連菌、肺炎球菌、サイトメガロウイルス、ヒトヘルペスウイルス、ヒトパレコウイルス、エンテロウイルス、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス及びクリプトコックスの核酸検出を同時に行った場合に、本区分の「21」の細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出の所定点数を準用し、一連の治療につき1回に限り算定する。なお、髄膜炎又は脳炎を疑う臨床症状又は検査所見及び医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載する。<br/>                     イ 本検査は、小児科、神経内科、脳神経外科又は救急科の経験を5年以上有する常勤の医師が1名以上配置されている場合に限り算定する。なお、本区分の「20」のウイルス・細菌核酸多項目同時検出の施設基準を届け出ている保険医療機関において実施する。<br/>                     ウ 一連の治療期間において別の実施した以下の検査については別に算定できない。<br/>                     (イ) 区分「D012」感染症免疫学的検査「11」のウイル</p> | <p><b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b><br/>                     (1)～(33) (略)<br/>                     (新設)</p> | 字句挿入 |

|      |   |         |   |  |      |
|------|---|---------|---|--|------|
|      |   |         | <p>ス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)において算定対象として掲げられているもののうち、<u>サイトメガロウイルス、ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルスに関する検査</u></p> <p>(ロ) <u>区分「D012」感染症免疫学的検査「26」のインフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性</u></p> <p>(ハ) <u>区分「D012」感染症免疫学的検査「35」のクリプトコックス抗原定性</u></p> <p>(ニ) <u>区分「D012」感染症免疫学的検査「37」の単純ヘルペスウイルス抗原定性</u></p> <p>(ホ) <u>区分「D012」感染症免疫学的検査「39」の肺炎球菌莢膜抗原定性(尿・髄液)</u></p> <p>(ヘ) <u>区分「D012」感染症免疫学的検査「44」の単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)、単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)</u></p> <p>(ト) <u>区分「D023」微生物核酸同定・定量検査「16」の単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量、サイトメガロウイルス核酸定量</u></p> <p>(チ) <u>区分「D023」微生物核酸同定・定量検査「18」のサイトメガロウイルス核酸検出</u></p> |  |      |
| 1114 | 右 | 下から9行目  | <p><b>M001-3 直線加速器による放射線治療(一連につき)</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 定位放射線治療における頭頸部に対する治療については、<u>頭頸部腫瘍(頭蓋内腫瘍を含む。)</u>、<u>脳動静脈奇形及び薬物療法による疼痛管理が困難な三叉神経痛</u>に対して行った場合にのみ算定し、体幹部に対する治療については、<u>原発病巣が直径5センチメートル以下であり転移病巣のない原発性肺癌、原発性肝癌又は原発性腎癌、3個以内で他病巣のない転移性肺癌又は転移性肝癌、転移病巣のない限局性の前立腺癌又は膀胱癌、直径5センチメートル以下の転移性脊椎腫瘍、5個以内のオリゴ転移及び脊髄動静脈奇形(頸部脊髄動静脈奇形を含む。)</u>に対して行った場合にのみ算定し、数か月間の一連の治療過程に複数回の治療を行った場合であっても、所定点数は1回のみ算定する。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>   | <p><b>M001-3 直線加速器による放射線治療(一連につき)</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 定位放射線治療における頭頸部に対する治療については、<u>頭頸部腫瘍(頭蓋内腫瘍を含む。)</u>及び<u>脳動静脈奇形</u>に対して行った場合にのみ算定し、体幹部に対する治療については、<u>原発病巣が直径5センチメートル以下であり転移病巣のない原発性肺癌、原発性肝癌又は原発性腎癌、3個以内で他病巣のない転移性肺癌又は転移性肝癌、転移病巣のない限局性の前立腺癌又は膀胱癌、直径5センチメートル以下の転移性脊椎腫瘍、5個以内のオリゴ転移及び脊髄動静脈奇形(頸部脊髄動静脈奇形を含む。)</u>に対して行った場合にのみ算定し、数か月間の一連の治療過程に複数回の治療を行った場合であっても、所定点数は1回のみ算定する。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> | 字句挿入 |
| 1129 | 右 | 上から18行目 | <p><b>N005-3 PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</b></p> <p>(1) 抗PD-L1抗体抗悪性腫瘍剤又は抗PD-L1抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度とし</p>  | <p><b>N005-3 PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</b></p> <p>抗PD-L1抗体抗悪性腫瘍剤又は抗PD-L1抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</p>   | 字句挿入 |

て算定する。

(2) ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、次に掲げる場合において、患者1人につき1回に限り、本区分の所定点数を準用して算定できる。ただし、次に掲げるいずれか1つの目的で当該検査を実施した後に、別の目的で当該検査を実施した場合であっても、別に1回に限り算定できることとし、同一の目的において区分「D004-2」に掲げる固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査若しくはリンチ症候群におけるマイクロサテライト不安定性検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。なお、いずれか1つの目的で当該検査を実施した後に、別の目的で当該検査を実施する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を詳細に記載する。

ア 抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の固形癌患者への適応を判定するための補助に用いる場合

イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助に用いる場合

ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助に用いる場合

(新設)

字句挿入